

# 評価細目の第三者評価結果

## （保育所）

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

	第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	保育理念の3項目「すべての児童が心身ともに健やかに育成されるよう努める」「すべての児童の生活をひとしく保障し愛護する」「保護者とともに、すべての児童を心身ともに健やかに育成する」が保育所のしおりや市の保育実施要領などに明示され、保育の基本方針5項目「人として生きる力を養う」「健全な心身の発達を図る」「豊かな人間性を持った子どもを育成する」「子どもの福祉を重視した保護者支援を行う」「地域における子育て支援のために、社会的役割を果たす」も明文化されている。また、保育目標の「心身共に健康な子」「自分を大切に友達も大切にできる子」「安定した環境の中で考え、働きかけていける子」「何事にも関心を持ち意欲的に遊べる子」「自己表現のできる子」が定められ、理念・方針などに基づき保育所目標3項目を掲げて伝えている。年度初めの職員会議では確認を行い、事務室や各保育室に掲示して日常保育の際にも適宜確認できるよう配慮している。保護者に向けては、入所説明会や年度初めのクラス懇談会などで説明し周知している。また、毎月の園だよりに掲載して理解と共有に努めている。

#### I-2 経営状況の把握

	第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	市から提供される文書類は職員に回覧するとともに、事務室で整理し保管している。社会福祉事業全体の動向や子育て制度に関する改正などの最新情報は、定例の所長会・所長連絡会、社会福祉に関する冊子や専門誌、新聞記事、インターネットなどから把握し、関連する資料は事務室にて保管して、全職員が必要に応じて適宜見られるように配慮している。地域の子育て支援事業「保育所であそぼう」「園庭開放」などを通して情報などを把握したり、近隣世帯に向けて夏祭り・運動会などの行事への案内を配付して参加を促し交流につなげ、子育てニーズの把握にも努めている。また、近隣小学校や社会福祉協議会、自治会へも行事の案内を配り、関連機関との連携を大切にしたい取り組みを進めている。施設近隣に認定子ども園が開設され、連携を視野に入れた交流などの検討も進めている。
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b	園に寄せられた要望やアンケート結果などをもとに、保育活動や施設の改修などに反映して改善につなげるよう取り組んでいる。要望や意見などは前年度の引き継ぎ事項と合わせて職員間で検討・協議し、取り組めるところから事業計画や行事の内容などに反映させ、子どもたちの楽しい保育所での生活や更なる成長に向けた様々な工夫や配慮などに活かしている。保育の質向上に向けては、職員会議での情報共有と理解促進などに努め、自主研修や各種研修の充実を図り、一人ひとりの職員の良さを活かして、保育活動や地域連携・交流などに取り組んでいる。

I-3 事業計画の策定

	第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
<p>I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p>	b	<p>市の子育て支援に関する平成31年度までの5カ年の「子ども・子育て支援事業計画」が策定され、5つの基本目標「就学前の親子への支援の充実」「子どもの笑顔を育む環境づくり」「様々な支援が必要な子どもや家庭への支援」「子育てを応援する環境づくり」が掲げられ、目標の達成に向けて各種の事業が進められている。保育所に関連する主な事業としては、食育の充実、第三者評価事業などの取り組みが明示され、保育活動などに展開されている。保育所建物の老朽化などの課題やより具体的な保育活動の実践につながる取り組みなどを考慮し、設備の改善・維持補修、おもちゃや絵本などの拡充・整備、子どもたちへの提供の仕方・見せ方、保育所からの情報をどのように保護者などに向けて提供していくかなど、具体的な取り組み内容・達成目標及び指標を含めた保育所独自の中期計画の策定も期待したい。計画策定に際しては、職員全員による合議を基本とした検討・協議を進め、保育所の将来像や建物・設備の具体的な改修目標なども盛り込むなど、職員各自の保育への思いが子どもたちの更なる楽しい保育所生活に活かされることが望まれる。</p>
<p>I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。</p>	b	<p>公立保育所全体の運営計画が市の「子ども・子育て支援事業計画」に基づいて年度毎に策定されており、計画目標や施策などを反映して保育課程の内容を見直し、年（期）・月・週の保育指導計画などが検討協議され策定されている。子どもたちの養護・教育、保護者支援、人権保育、地域における子育て支援の役割など、保育所として果たすべき取り組みなどを具体的に明確にして、保育理念・方針や保育目標、保育所目標の達成に向けて日々の保育活動などを進めている。また、年間の保育指導計画や行事計画などの各種計画を定め、それらの計画に沿って多様な保育活動や子育て支援などの実践が行われている。</p>

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
<p>I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p>	<p>b</p>	<p>年度毎に全保育所共通の運営計画が市内の公立保育所所長で構成される所長連絡会・保育所運営委員会において策定され、それに基づいて各保育所の活動が実施されている。保育所運営委員会は進行管理部会・運営部会・研修部会から構成され、各保育所の保育活動・研修・安全管理などについて評価・振り返りを行い、報告書を作成して次年度に活かしている。職員会議を通じて所長会などで協議された運営計画の内容などは職員全員に伝えられ、必要に応じて時間外職員にも配付・周知されて共有されている。また、保育所における年・月・週の指導計画については、それぞれの対象期間毎に計画及び実践の評価・振り返りを行い、職員会議などでの話し合いを受けて次期の計画策定に活かされている。研修の内容や目標などを整理した計画情報も職員会議を通じて伝えられ周知されており、保育の質向上などに向けて情報の把握・保育知識や技能など習得につなげている。</p>
<p>I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。</p>	<p>b</p>	<p>年度初めの保護者会で年間の行事計画を配付して説明を行い、変更などがある場合にはその都度保護者に向けて配付物や掲示などで知らせている。また、年度初めのクラス懇談会で年間指導計画についても説明を行い、年齢毎に保育所での取り組みのねらいや内容などを伝え、理解と協力につなげている。日常の保育活動に関しては、所内に週案や写真を掲示して保護者に子どもたちの活動や予定を伝えたり、その日の活動内容などを保育所内に掲示して紹介することで子どもたちの様子を知ってもらっている。季節に応じた行事、障害児通所施設や子育て支援センターとの交流事業、「保育所であそぼう」「園庭開放」などの事業、公開保育などの取り組みも伝えて、保護者との相互理解に活かしており、満足度も高い。保育目標などと指導計画や行事内容などとのつながりも合わせて保護者に伝えていくことで、職員の保育活動への工夫や配慮なども更に理解し共有できる取り組みの検討も期待したい。</p>

## I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

	第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	行事終了後には保護者アンケートの結果と併せ、内容や進行手順などについて評価・反省を行い、今後に向けての課題などを職員間で協議・共有し、改善や見直しにつなげている。保育の質向上などを旨し職員会議・週案会議などを適宜行い、子どもたちの状況に合わせ丁寧な対応に努め、保育の実践に活かしている。また、各保育所での懸案事項や市立保育所全体で検討すべき項目などを協議する保育所運営委員会を行い、報告書を取りまとめ、年度末には市への要望・次年度への課題を提示し、更なる保育の改善に取り組んでいる。年間指導計画、月間指導計画、週間指導計画などを保育課程に基づいて作成しており、年間指導計画は年2回職員会議で評価・反省を行い共有し、月間及び週間指導計画、個別計画の評価・反省はクラス内で話し合い、計画立案者が個別に評価・振り返り、次の計画策定に反映している。週案会議で週間指導計画の評価・振り返りを行い、翌週のクラス体制などを確認し計画内容が年齢や発達に応じたものになっているか、クラス間での活動の連携などを考慮して決定している。保育活動の状況は進行管理表を用いて年度毎に確認し、保育の質向上などに活かしている。
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	各保育所の運営や保育活動の状況などを確認・調査して、運営委員会で検討・協議を行い、各保育所に返すことで保育の改善・向上に向けた取り組みを進めている。また、年間指導計画は前期と後期に分けクラス打合せでの評価・反省を踏まえ、職員会議で検討・協議を行い次年度の計画策定に活かしている。保護者参加の行事後にはアンケート調査を行い、感想や意見などを取りまとめ、職員会議での協議を受けて問題点や課題などを整理し改善内容を検討して、その後の保育活動などに活かしている。毎月の職員会議のあとに園内研修を実施し、テーマを決めて保育の質向上につながる取り組みを進めている。行事に関するアンケート結果は集計を行い、保護者に配付しており、必要に応じて改善策なども併せて伝えるように努めている。

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

## Ⅱ－１ 管理者の責任とリーダーシップ

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－１－（１） 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ－１－（１）－① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	所長・副所長・保育士・看護師・給食調理員・用務員の役割が職務分担表として整理されている。所長等の職務分担表は職員に回覧・周知され、事務室に常備されている。所長は保護者対応や保育活動全般における総責任者としての立場を明確にし、年度初めに伝え、保護者とのコミュニケーションを大切に人権保育を進め、地域社会との連携・協働を図り、職員の保育活動などを支援している。また、副所長は所長との連携を活かし、保育活動のリーダーとして所長を補佐し、各職員の指導・支援や保育活動が円滑に進むように配慮している。
Ⅱ－１－（１）－② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	b	市職員の実務の手引きにサービス内容が整理され、各種の義務行為・禁止事項などを明示して保育活動が円滑に進められるように配慮されている。職員研修などの機会を通じて各種法令に関する理解を深め、習得した法律や制度等の改正点などは職員会議などの場で周知・共有して、職員間での共通認識を促し保育に活かしている。また、個人情報保護など遵守すべき法令に沿って、職員に繰り返し伝え確認を徹底している。今後は、保育所の運営に関する各種法令などを整理して、職員間での共通認識につなげる対応も進められたい。
Ⅱ－１－（２） 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
Ⅱ－１－（２）－① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	毎月の職員会議・週案会議・朝礼・早番遅番引き継ぎなどを通して、子どもたちの情報などの記録を残して報告・連絡・相談を徹底し、保育業務を適正かつ円滑に進めている。保育指導計画の作成や活動記録の指導、保護者対応の方法など、職員間でのコミュニケーションや意思の疎通などを図り、子育てにおける地域などの現状を把握して、保育所の抱える課題や改善点などを積極的に話し合える環境を整え、保育の質向上につながるよう取り組んでいる。日中の活動の様子を見ながら次の活動につなげるように進めており、臨時職員へも配慮事項などを的確に伝えるよう努めている。
Ⅱ－１－（２）－② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	保育所内での各種会議を通じて、保育活動に関する情報の共有などに努め、職員が働きやすい人員配置に配慮して、職域を越えて意見交換などが活発にできるように努めている。会議では資料を事前に配付して話し合うテーマの確認を行い、反省点などは予めまとめておくことで積極的に意見が出せるよう工夫している。最終的に所長が保育所としての取り組みの方向性を決め、職員も責任を持って取り組んでいけるように意見などを尊重するように対応している。また、保護者からの要望なども参考に、効率よい保育所運営につながるよう工夫と配慮を行い、無理のない範囲で節約にも努めている。各種書式を所長会で検討し、事務作業の簡略化・効率化につながる工夫も進め、職員の働きやすさなどに配慮している。子どもたちが保育所に慣れない年度初めには所長が必要に応じて各クラスの保育活動に参加し、保育補助や指導などにあたることもある。

## Ⅱ－２ 福祉人材の確保・育成

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－２－（１） 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
Ⅱ－２－（１）－① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	5項目からなる市が求める職員像が明示されている。人権保育推進のための保育者の心得として、「一人ひとりを大切にする保育」が取りまとめられ、保育者としての基本姿勢が提示されている。環境・関わり方・受容・ことば・名前の呼び方・人数を数える時・性の違いの考え方が整理され、保護者・家庭支援、地域、職員間、個人情報保護についての基本的な方向性が示され、職員間での共有に活かされている。人事配置については市の基準をもとに進められており、保育所内の担任などの配置は職員会議などで各自の希望などを聞き、話し合いで調整して決めており、職員間の相性なども考慮して保育所運営が円滑に進むように取り組んでいる。
Ⅱ－２－（１）－② 総合的な人事管理が行われている。	b	枠組みとして「能力」「意欲」「実績」の3つの評価項目から構成される市の人事評価制度が定められており、職員は評価シートを用いて記入を行い、評価に活かされている。副所長の面接により1次評価が実施され、更に所長による2次評価を受けた後、市の担当部署に評価シートが提出される。職員には面談などを通じて結果などが適宜フィードバックされている。また、自己申告書を用いて希望に合わせた人事異動などの対応がなされている。「職員の給与について」の文面が整えられ、職種に応じた初任給、職務の等級に応じた職務内容などが明確にされており、職員に向けて周知されている。
Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b	週休・夏季休暇・福利休暇が職員の希望に合わせて取得できるよう、勤務シフトなどに配慮がなされており、休暇の取得率の向上、なるべく長期休暇を取るよう努めている。また、保育所間での異動などの希望は自己申告書で提出できるようになっており、職員面談や日常の保育活動におけるコミュニケーションなどを通じて把握されている。所内での担任などへの希望は年度初めの職員会議で把握し、協議をもとに合議で決定されている。職員のストレスへの対応として、臨床心理士による相談やメンタルヘルスへの助成支援があり、心身への健康への配慮がなされている。福利厚生に関しては県の市町村職員共済組合に加入しており、組合の冊子や毎月発行される共済だよりなどから情報を得ることで提携施設などの利用ができるようになっている。

Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
<p>Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a	<p>保育実施要領や市立保育所研修計画の中で職員育成に向けた基本的な取り組み姿勢が明記されている。保育所運営委員会の研修部会で年度毎に保育所研修計画が検討・協議されている。研修の実施状況は報告書として取りまとめられ、今後の課題とともに次年度の計画に反映されている。「目標管理シート」を用い「能力」「意欲」「実績」の項目についての自己評価を行い、職員面談などを通じて結果が返され、職員個々の資質向上などに活かしている。また、人権保育への取り組み・考え方などの共通認識化に向けて副所長を責任者として所内研修を行い、職員間での意識付け・保育の実践などにつなげている。保育指針の5領域と食育を6つの研修会として位置づけ、各保育所から各研修会に一人ずつ参加し、保育内容の研究・研修を行い、研修会での課題を各保育所で検討したり、学びをフィードバックすることで、資質向上に努めている。更にテーマを決めて職員会議後に所内研修を計画し、保育の質向上や職員意識の促進などにつながる学びに取り組んでいる。</p>
<p>Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	b	<p>市立保育所研修計画が年度毎に策定され、それに基づき人材の育成・技能や知識の習得につながる取り組みが進められ、新人研修・役職別研修・職種別研修などが市の職員研修として計画的に行われている。今後は、人事評価制度で用いる「目標管理シート」などを活かして、職員一人ひとりの保育士として将来像・目標などを設定し、参加したい研修内容などを把握して個別の人材育成計画として取りまとめ、職員の育成・更なる資質の向上などにつなげる取り組みなども期待したい。</p>
<p>Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	b	<p>研修に関する案内などを職員に伝え、参加希望を募ってできるだけ希望に添って参加ができるよう勤務シフトなどを検討し、保育業務に支障がない限り参加できるように配慮している。外部研修などの研修に参加した職員は受講後に復命書を所長に提出しており、個々の研修成果を見直して職員会議などの場で報告することで研修内容の再確認と今後の保育活動に活かせるポイントを整理するなど、職員間での保育に関する知識や技術の習得、周知・共有につなげている。研修に関する記録も順次蓄積されており、次年度の研修計画へ反映できるようにしている。更に、個々の研修成果が保育活動の中でどのように活かされ、子どもたちの養護・教育などにどのような成長・発達となって表れてきているのかを評価・記録して職員間で確認・共有する振り返る場の検討も期待したい。また、研修成果についての振り返りが毎年度保育所運営委員会の研修部会で行われ、次年度の研修に関する実施計画が提案されている。</p>

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	<p>実習生の受け入れに関するマニュアルを整え、受け入れにあたっての留意点、手順などを明示しており、受け入れはマニュアルに沿って適切に対応している。保育所でも担当などの受け入れ体制を整えて、保育の専門学校・大学・看護・医療福祉関係の学生の実習を受け入れており、多くの実習生が来所して保育実習に携わっている。所長を中心にオリエンテーションで個人情報の扱いを含めて説明した後、職員全体に紹介して周知し、クラス担任が保育の指導などにあたっている。実習生の受け入れに際しては麻疹接種の確認、検便の提出を義務付けており、個人情報の守秘義務に関する誓約書にサインと押印をしてもらい、受け入れる職員も含めて個人情報保護の遵守を徹底している。実習後には反省会を行って、職員と実習生の成長につなげている。また、実習生を受け入れることで子どもたちが外部の人と交流しふれあい、社会性や社交性などの成長につながり、指導や助言などの機会を通して職員自身の育成にも活かされることから、今後も受け入れなどを積極的に行っていきたいと考えている。</p>

II-3 運営の透明性の確保

	第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	<p>保育所の情報は子育てガイドブックや保育所ガイドブック、パンフレットに掲載され適宜市民に向けて配付されている。また、市のホームページやガイドブックなどでも公開されており、地域に向けては運動会や夏祭りなどの行事の開催に合わせてポスターを掲示するなど、適宜行われている。「保育所であそぼう」「園庭開放」のお知らせも掲示して地域の居住者に保育所での取り組みへの参加を促し、市の広報紙でも保育に関する情報が紹介されている。情報公開の請求があった際には、市の個人情報保護条例と情報公開条例に沿って的確に対応する制度も整備されている。</p>
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	<p>市内の保育所全てで過去に第三者評価を受審し、保育の質の向上・組織運営の効率化・適正化などにつなげている。保護者に向けては第三者評価結果を所内で閲覧したり、県のホームページで確認できることを伝えている。また、保育所のしおりや園だよりを通して、理解と協力の促進に努めている。</p>



## Ⅱ－４ 地域との交流、地域貢献

	第三者評価結果	コメント
Ⅱ－４－（１） 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ－４－（１）－① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	保育所での運動会や夏祭り、保育所であそぼう、公開保育などの活動には地域の高齢者や居住者、保護者などと共に子どもたちも参加して在所の子どもたちとの交流を楽しんでいる。ポスターを掲示したり、お知らせで地域に向けて参加を呼びかけることで多くの方々の来所を促している。公開保育の際には近隣小学校の先生や民生委員などの参加があり、地域の子育て情報や福祉活動へのニーズなどを把握する機会ともなっている。また、近隣の小学校の協力で学校公開などの訪問交流を行い、子どもたちが小学生とのふれあいを楽しみ、年長児の就学に向けた意識付けなどの取り組みとしても活かしている。年1回高齢者交流の機会を設け、年長児がむかし遊びを一緒に楽しんだり、和食の献立を提供するなどの取り組みを行っている。
Ⅱ－４－（１）－② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	ボランティアの受け入れに関するマニュアルを作成して保育実施要領の中で定義し、受け入れ体制を整備して対応している。個人情報保護に関する説明・確認、注意事項などを所長がオリエンテーションで説明し、基本的な考え方・対応などを伝えている。中学生の職場体験や高校生ボランティアを受け入れ、年齢が近いこともあり子どもたちにとっては兄弟と接する感覚での交流の場になっている。ボランティアを受け入れることで、職員が仲立ちとなり指導や助言などを通して育成や成長にもつながり、子どもたちの保育所での生活に幅を持たせる取り組みともなっている。近隣3市でインターンシップ事業にも取り組んでおり、今後も多くのボランティアの受け入れに期待が持てる。
Ⅱ－４－（２） 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ－４－（２）－① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	おさんぽマップを所内に掲示し、周辺の公園や公共施設などの場所を伝えたり、子どもたちがどこの公園に散歩に出かけているかを保護者に周知することで子どもたちとの話題の提供にもつながっている。発達支援相談センターや児童相談所、子育て支援センターなどとの連携を活かして保育への対応を進め、市役所などの配布物を保育所内に置いて保護者に配付したりもしている。保健センター、社会福祉協議会、警察署、消防署、地域自治会などと連携協力して地域に根ざした保育所を目指している。地域の子育て支援施設として、市役所・発達支援相談センター・保健センター・児童相談所、嘱託の小児科医・歯科医などと必要に応じて連携が取れるようにも配慮している。地域資源などの情報は職員会議を通して周知し、必要に応じて迅速な対応が取れるように努め、保育の充実・子どもたちの健康管理・安心安全への対策に活かしている。交通安全や不審者対応の防犯指導を受けたり、発達支援専門相談員の巡回相談なども行っている。また、近隣の保育所や小学校との交流や連携にも力を入れ、子どもたちの成長につなげている。

Ⅱ－４－（３） 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
Ⅱ－４－（３）－① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b	子育て支援センター主催の「保育所であそぼう」では地域の子育て家庭の子どもたちがクラスに入って在所児と保育活動を通してふれあい、園庭開放でも地域の子どもたちが水遊びやボール遊びなどをして楽しんでいる。また、年２回の公開保育では日常の保育活動を通して子どもたちの様子を知ってもらったり、保育所を理解してもらおう場となっている。市内の障害児通所施設との相互交流保育も実施しており、障害児とのふれあいを通して社会性の向上に活かしている。保育所にはAEDが設置され、職員はAEDの講習会を受講して緊急時対応にも備えており、地域自治会などにAEDの設置と対応ができる職員がいることを伝えて更なる活用につなげられたい。「赤ちゃん駅」の取り組みもあり、トイレの貸し出しやおむつ替え、授乳などの場も提供している。
Ⅱ－４－（３）－② 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動が行われている。	b	行事後のアンケート、保育所であそぼうや子育て支援センターを通しての園庭開放、公開保育、交流保育などを通して、地域の子育て家庭支援につながるニーズなどの情報収集を行っている。また、保育所見学者から話を聞いたり、保護者とのコミュニケーションで地域における子育てへの意見や要望などの情報を直接収集・把握するようにも努めている。行事関係のお知らせを配付する際にも地域における情報把握を行い、保育の取り組みに活かしている。この他、市の担当課や社会福祉協議会、民生委員、自治会などから具体的な福祉ニーズの把握も進めており、所長会では各保育所の所在地域での待機児童の情報などを把握して保育に関する対応につなげている。地域の子育て家庭に向けて、保育所での夏まつり、運動会などの行事への参加を促し、保育所での活動にふれてもらう取り組みを行っている。

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

## Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	b	保育実施要領や市の人権保育推進のための保育者の心得として「一人ひとりを大切にする保育」を全職員に配付している。保育実施要領は事務室にも常備して全職員がいつでも確認できるよう配慮している。また、保育所職員ハンドブックには守るべき倫理や規範などが書面として取りまとめられており、職員として気をつけたい言葉と態度などの共有に活かしている。副所長が人権保育推進委員となり、所内研修で子どもの思いに寄り添った保育などについての協議を行い、職員間での共通認識と子どもへの対応の向上などを心がけている。この他、AED講習やアドレナリン自己注射薬の講習を受けるなど、子どもたちの安心と安全につながる取り組みも積極的に行っている。保育に関する子どもたちの情報などは職員全員での共有に努め、様々な気づきにつなげ、会議などを通して引き継ぎ事項などを周知して保育活動を進めている。
Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	マニュアルや保育実施要領の中には子どもたちのプライバシー保護への配慮などが明示されており、全職員に配付して周知・共通理解を徹底している。人権保育の推進と併せて職員としての個人情報の守秘義務についての共通認識の向上に向けて、保育所職員ハンドブックを用いて読み合わせを行うなどの取り組みを行っている。また、保護者からは個人情報や写真のホームページ・園だよりへの掲載などに関して同意書を提出してもらい確認している。子どもたちの個人記録・資料（児童票など）はファイリングシステムの手引きに沿って個別ファイルで管理しており、事務室のファイリング棚で保管されている。就学に向けた児童要録などの小学校への提出についても保護者からの同意を得ている。プール遊びの着替えの際には、子どもたちに服を全部脱がずにタオルを巻いて対応することを伝えている。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	市のホームページには保育所の概要や入所申し込みの手順などを掲載している。見学者は事前申し込みの上、随時見学ができる。保育所作成のリーフレットは沿革、保育理念、保育目標、所内の見取り図などが、見学者にわかりやすい内容で作成されている。見学時は、日々の保育活動についての説明や質問など、保育所内の案内とともに所長が行っている。
Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b	入所時は事前に入所説明会を実施している。説明会時には、所長が、保育所のしおりを基に保育理念、保育目標、年間行事予定の他、感染症、緊急時の対応、注意事項等について、わかりやすく説明をしている。また、説明内容についてはそれぞれの内容について理解と同意をしたか、参加者から書面で提出してもらっている。当日参加ができない保護者もいるので後日、再度の実施もしている。
Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	子どもの転園にあたっては、市内の公立保育所の場合は個人の記録、健康の記録など、これまでの記録の原本が転園先の保育所に確実に渡すよう配慮して引き継いでいる。また、市内の私立認可園への転園にあたっては写しを渡し、継続した支援につながるようにしている。卒園児については夏祭りや運動会などの折に案内を郵送し、参加者より学校生活の様子などを聞いている。

Ⅲ－１－（３） 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ－１－（３）－① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	保護者の意向や要望などを把握するため、親子遠足、夏祭り、運動会などの保護者参加行事毎にアンケート調査を行い、結果を保護者に周知して次年度の行事内容などに反映させている。夏祭りは参加者などの意見を考慮して開催の日を変更し、週末の金曜日に行っている。クラス懇談会や個別面談、保育参加を通じて把握した意見や要望などは職員会議を通じて共有して、保育活動の改善・工夫につなげている。また、保護者の要望などには対応できることについてはできるだけ迅速に取り組むように努め、保育所内への掲示や懇談会などを通じて保護者に向けて伝えている。保育参加への希望を取り、随時予約をしてもらって受け入れ、保育活動の実践にふれたり子どもたちの保育所での様子などを知ってもらい、給食の試食も取り入れ、保育所への理解と協力の促進に活かしている。
Ⅲ－１－（４） 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ－１－（４）－① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	保育所のしおりの中に「ご意見・ご要望について」の対応を明示しおり、意見の提出方法、苦情受け付け担当者・解決責任者・解決総括責任者・市で委託している第三者委員を所内に掲示して周知している。また、ご意見・ご要望などを出しやすいようにご意見箱を所内に設置している。
Ⅲ－１－（４）－② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b	日頃からの保護者とのコミュニケーションを心がけ、送迎時の会話や気軽に相談に応じることができる雰囲気作りにも努め、保育所では保護者と関係を大切にしている。必要に応じて保育参加などの機会に、保護者からの相談を受けるなどの対応も行っている。保護者の意向などはクラス懇談会と個別面談、行事後のアンケート調査、日々の会話などから把握しており、親子遠足などでは保護者同士でコミュニケーションが取れる機会も提供し、保育所に対して意見を述べやすい環境づくりにも努めている。また、保護者会からの提案や申し出なども受け付けており、できるものから対応を図っている。
Ⅲ－１－（４）－③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	苦情対応については関係機関と連携を取りながら、職員間で対応策を話し合い、迅速に解決できるように努めている。なお、把握した意見や要望については職員会議や朝礼などで検討・協議を行い、保育所だより・クラスだよりで報告するとともに、所内に掲示して周知を図っている。

Ⅲ－１－（５） 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ－１－（５）－① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	<p>保育所危機対応要領が策定されており、危機管理の定義・目的・手順から危機管理体制の整備、危機の予知・予測及び未然防止に向けた取り組み、事故（災害）発生時の対応、保健・衛生管理、対応の評価と再発防止に向けた取り組みなどが取りまとめられ、職員間で周知されている。また、緊急時の対応に関するシミュレーション訓練も定期的に行い、いざという時に備えた対応が実施されている。散歩や所外行事の際の対応としては、連絡体制を整備してリスク管理に努めている。毎年ヒヤリハットに関する報告をもとに集計を行い、注意事項を記載したヒヤリハットマップを作成、所内に掲示して保護者や職員間での注意喚起につなげている。不審者情報などは市からファックスなどを利用して保育所に一斉配信され、掲示と口頭などで職員及び保護者に周知され対応に活かしており、年1回不審者対応訓練を行い、防犯灯を設置して保育所周辺の居住者にも周知している。</p>
Ⅲ－１－（５）－② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	<p>散歩や戸外遊びから帰ったら手洗い・うがいを徹底し、子どもたちの健康に配慮した生活に努めている。感染症マニュアルに沿って職員・保護者に情報を周知し、子どもたちの安全確保に取り組んでいる。感染症の流行の時期には保健だよりで情報を提供し注意喚起に活かしており、嘔吐対策として消毒液などの準備も毎日行い、自主研修として看護師が対応キットを用いて説明し嘔吐処理の体験もしている。また、所内で感染症が発生した際には各クラスに感染症の症状や原因などの情報を掲示して保護者に周知し、予防につながる対応を進めている。月2回市内の感染症の流行情報が市から提供され、事前の対策につなげている。</p>
Ⅲ－１－（５）－③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	<p>保育所危機対応要領には、地震・火災・台風・水害・竜巻などの災害時の対応が盛り込まれ、毎月の避難訓練や消防署の指導による定期的な総合避難訓練などを行っている。AED講習や救急救命指導なども受け、子どもたちの安全に配慮している。また、ヒヤリハットに関する報告をもとに、注意事項を記載したヒヤリハットマップを掲示して保護者や職員間での注意喚起につなげている。施設内設備・固定遊具・年齢別のチェックリストが準備され、定期的に確認を行い、子どもたちの安全確保に活かしており、副所長がリスクマネージャーとして位置づけられチェックリストの確認を検証している。保護者に参加してもらい、情報共有手段や伝言ダイヤルの通報訓練を行っている。</p>

## Ⅲ－２ 福祉サービスの質の確保

Ⅲ－２－（１） 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ－２－（１）－① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	市立保育所保育実施要領、一人ひとりを大切に する保育（人権保育推進のための保育者の心得 え）、延長保育マニュアル、保育所職員の職務 分掌など、市で作成したものがあ。また、園 独自で早番、遅番の手順書を作成している。作 成物は冊子で全職員に配付して、事務室内にも ファイリングをしていて、いつでも職員がみら れるようになっている。園内研修時にはそれぞ れのマニュアルや手順書について読み合わせを したり必要に応じて話し合う機会をもって、新 任の職員や人事異動の職員についても等しく保 育業務が進められるようにしている。
Ⅲ－２－（１）－② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	市で作成した保育実施要領や危機管理対応要領 などは所長連絡会や所長会の運営部会で見直し が行われている。また、園独自の取り組みで作 成されたマニュアルや文書については、職員会 議、昼会議で、随時、見直しや改定を行って いる。改善点や変更点については差し替えをし て、全職員に周知している。
Ⅲ－２－（２） 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ－２－（２）－① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	b	入所決定後に保護者との面接を実施している。 入所までの成育歴、既往症、保育を実施するう えでの配慮事項などを丁寧に聞き取り、記録に 残している。保育実施上の配慮事項などは職員 会議を通して全職員で共通理解をしている。ま た、全園児について卒園まで、個別に月毎の指 導計画が作成されており、面接で得た情報や送 迎時に保護者との関わりの中で得られた情報 をもとに指導計画が作成される。
Ⅲ－２－（２）－③ 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	b	保育課程を基本に年間指導計画、月間指導計画 と月毎の個人指導計画を作成している。週間指 導計画は腹案と共に作成している。保育課程に ついては年度末に、年間指導計画については前 期、後期の２回、月間指導計画及び個人の月毎 の指導計画については月末に、週間指導計画 については週末までに、それぞれ反省と評価 をして次の指導計画に活かしている。また、年 間の行事予定表も作成しており、行事終了後、 保護者アンケートを取るなど職員の反省評価と ともに見直しがその都度されている。
Ⅲ－２－（３） 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ－２－（３）－① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	日々の保育については保育日誌に記入され、子 どもの姿、ねらい、保育活動と反省、評価を記 録している。配慮を必要とする児童については 個別に年間と月間の指導計画を作成しており、 巡回相談や発達支援専門相談員の指導を受けた 後は記録に残し、指導計画につなげている。指 導内容や課題については職員会議やケース会 議、週案会議で報告がなされる。またケース会 議で検討された内容は具体的な支援の記録とし て役割分担と支援内容を記載し、全職員に周知 される。
Ⅲ－２－（３）－② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	b	アセスメント実施後の情報や個人の指導計画、 健康の記録、プライバシーや個別の情報に関す る記録は、「成長の記録」として一人ひとりの ファイルが作成されて、事務室内の鍵がかかる キャビネット内に保管されている。鍵の保管に ついては職員間でルールを決めて実施してい る。記録の保管については市が定めたファイ リングシステムの規定に準じて保存年数が設定 されており、保存年数が過ぎると廃棄（溶解） することになっている。また、保育実施要領には プライバシー・ポリシーの取り組みを定めて職 員に周知している。

評価対象Ⅳ 内容評価基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	b	市立保育所全体の保育理念及び保育方針を基に保育目標を定めて、保育課程の策定にあたっては、内容は子どもの発達過程を捉えた、おおむね1歳から6歳までの5区分の発達過程と養護と教育（5領域）、食育、家庭との連携、地域との関わり保幼小との連携等で編成されている。また、編成にあたっては当保育所の特色である自然豊かで地域の人たちとの温かな交流や、大人の愛情のもとで一人ひとりの子どもがのびやかに成長できるような内容になるよう考えられ編成している。見直しについては年度末の職員会議で検討され、次年度への改善につなげている。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	d	非該当（対象年齢時の受入れがない）
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a	1・2歳児の保育室は園庭に面していて、すぐに戸外に出られるようになっている。天気の良い日は異年齢で散歩に出掛けたり、リズム運動や歌集会などに参加をしている。保育室内にポットン落としや牛乳パックで作った電車、ままごと用のテーブルなど手作りの物がありコーナー遊びができるようにしている。保育士はそれぞれの発達段階や発達の特性を捉え、子どものやりたい気持ちや自我の芽生えを支えるような援助を心がけている。また、日々、30分毎に児童確認表を記入し、午睡時は矢印で子どもの睡眠時の体位を記録するとともに、予測不能乳幼児突然死（SUDI）の予防に努め、安心・安全な空間での保育がなされるようにしている。
A-1-(1)-④ 3歳以上の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b	クラス毎の年間指導計画や月案については子どもの姿やねらいを明確にして、養護と教育に分け、立案されている。週案会議を毎週実施しており、週案は腹案とともに各保育室内に掲示している。また、各保育室内には自由に絵本を読んだりままごと遊びなどができるようコーナーが作られている。毎週、リズム運動、手遊び、わらべ歌等の歌集会等を実施してバランスの取れた体作りの実践をしている。リズム集会では大きい子は小さい子の動きのモデルになったりする姿もある。また、年度の後半から、年長児は1・2歳児の着替えや午睡時の手伝いを通して、思いやりの気持ちやプライドが育まれている。
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	a	市の子育ての目安「3つのめばえ」をもとに就学に向けて接続前期のアプローチカリキュラムを作成している。年長児は小学校に行って一年生の授業の見学をしたり、ランドセルを背負う体験などもしている。また、小学校で栽培された大根の収穫も体験させてもらい、保育所では小さい子どもたちも持ち帰った大根を触らせてもらっている。ジャガイモやサツマイモなどの収穫にも呼んでもらい、収穫したものは給食で提供するなどの取り組みもある。年長児は一月頃より徐々に午睡の時間を少なくしていき、就学に向けて生活のリズムを整えている。保護者に向けては、退職校長による講和を実施し、就学後の様子や疑問など具体的に教えてもらう機会を設け、保育所内では月1回の巡回相談も実施している。保育所児童保育要録については小学校に送付することを保護者に伝え、所長が持参したり郵送している。

A-1-(2) 環境を通して行う保育		
<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。</p>	b	<p>園舎の築年数は経っているが、トイレや保育室内はよく掃除が行き届いている。各保育室内には温度計、湿度計、空気清浄器を設置し、快適な空間の中で保育が進められるようにしている。毎日、施設内の設備点検の実施や、月毎に保育室内や遊具の安全点検などを実施し記録に残している。中廊下には大きくヒヤリハットマップを掲示して職員間で園内の危険箇所を把握するとともに保護者にも見られるように発信して、衛生的で、安心、安全な中で保育が進められるように努めている。各保育室内にはコーナーが作られており、各年齢に応じた遊びの展開がされるよう、配置する絵本やおもちゃを工夫している。</p>
<p>A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。</p>	b	<p>全園児に個別の指導計画を作成して、各々の子どもの発達状況に応じ、排泄、着脱等の基本的な生活習慣が見につくような配慮や援助をしている。トイレトレーニングを始めるにあたっては懇談会時に保護者に説明をして子どもの発達に応じて、家庭の協力のもと開始をしている。排泄時の失敗については子どもの羞恥心やプライバシーに配慮して他児の見えないところで交換することを心がけている。</p>
<p>A-1-(2)-③ 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。</p>	a	<p>異年齢で散歩に行ったり、歌集会やリズム集会を実施し、異年齢でふれあう機会を多く持っている。当番活動は3歳児以上児で実施しており、食事前の挨拶や献立を言ったり、読みたい絵本や紙芝居を選ぶなどを行っている。年長児になると小さい子の昼寝の手伝いなども行う。また、今年度は年長児が主導でホールの一部を使いブルーシートを張ったアクアリウムを企画して全園児が参加し好評であった。</p>
<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	b	<p>園庭にはプラタナスや桜の木などが植えられている。花や木の実で遊ぶだけではなく夏場は木陰ができ、子どもたちの憩いの場にもなる。プール前にはセージや数珠玉の草が植えられており、ままごとの材料になったりする。保育所の近隣にはふれあいの森や、田畑などがあり、散歩に出て草花を摘んだり、木の実を取ったりできる自然豊かな環境がある。また、園庭前の団地の広場でゲートボールの高齢者と話や挨拶を交わしたり、保育所に招待して一緒に給食を食べたり、伝承遊びを覚えてもらう機会も作っている。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	b	<p>今年度は保育所全体で絵本についての取り組みを進めている。各クラスで、子どもたちに読み聞かせたい絵本や人気の絵本などを写真入りで紹介し、おすすめ絵本をあらすじをつけて展示をしている。家庭への貸し出しコーナーも設けており、利用している親子も多い。また、大判の用紙を使っての描画をしている。保存する棚を設けて、年度末にとじ込み、各家庭に返却しており、子どもの成長の段階が感じられる作品集となっている。</p>
A-1-(3) 職員の資質向上		
<p>A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>	a	<p>年間指導計画は1年に2回反省・評価を行っており、月毎や週末の保育の振り返りを行い、反省や自己評価を通して次の保育実践の改善に努めている。今年度から市立保育所の自己評価シートを使用し、自らの保育の見直しと改善を図るようにしている。自己評価表は所長に提出した後、市の担当者や所長の評価を受けている。市の人事評価制度の活用もあり、一次評価者の面接や評価後のフィードバックなどを通して、今後の課題の抽出や次の目標などを設定している。</p>



## A-2 子どもの生活と発達

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 生活と発達の連続性		
A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	b	保護者、子どもとのコミュニケーションを第一に考え、日々、笑顔での受け入れを心がけている。0歳児から2歳児までは連絡帳を使用し、3歳以上児は健康連絡ノートで日々の体調・発達・家庭での様子などを把握している。家庭状況の変化や体調や発達上で配慮が必要なことが生じた時には緊急時については朝礼や昼会議などで共有する。ケースによっては職員会議やケース会議で討議し内容を共有することもある。
A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	b	配慮を必要とする子どもについては各自に年間指導計画、月間指導計画を作成して日々の保育が進められている。発達支援専門相談員の巡回相談を年に2回受ける機会があり、専門機関との連携を活かして気になる子どもへの保育指導にあたっている。巡回相談で受けたアドバイスはケース会議で職員間で共有するとともに各自の指導計画に活かし日々の保育実践へとつなげている。
A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	b	長時間の保育については一人ひとりの子どもがゆったりと過ごせるように心がけている。人数が多い時間帯にはクラスを分けて、6時以降の少人数になった時点で全員が合同で過ごしている。必要に応じて水分補給をしたり、少人数時に遊ぶ延長保育時のおもちゃなどを用意している。延長保育日誌には特記事項の他に最初の登所児童名と時間、夕方は最後の降所児童名と時間毎の児童数を記録する。また、時間外保育引き継ぎ事項の書面を用いて延長時間パート職員から次の日の早朝保育の担当者に確実に引き継ぎがなされる。延長保育時間も保育活動の一貫として捉え、延長保育時間の子どもたちの遊びの様子や変化なども記録する検討・工夫を進め、職員及び保護者との意識共有なども期待したい。

A-2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場		
A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	b	毎日の子どもの健康状態は、登所時の視診や健康連絡ノートで、機嫌や朝食、睡眠、体温、排便等の状況を把握しながら、日常の保育に役立てている。また、一日の子どもの健康状態や活動内容を記入し保護者に伝えている。年2回の内科検診・歯科検診及び身体計測等の記録も保護者に知らされている。AEDが設置され、心肺蘇生などの研修を受講するなど不測の事態に備えている。感染症の流行については、各クラスに掲示するなど保護者への情報提供を行っている。
A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。	a	園庭や近くに畑を借りて、ジャガイモやゴーヤなどの栽培が行われ、子どもが育てた野菜を収穫し食する機会を設けている。行事の時には、ホールで異年齢での会食を楽しむ機会を作っている。食育について年間活動が作成されており、クッキング保育ではスイートポテト作りが計画されている。園庭の畑は4歳児クラスの窓際側にあり、窓から生育状況がみられるという利点があり、主に4歳児が栽培を担当している。近隣小学校では年長児の野菜の収穫体験があり、給食の食材として利用して提供したり、小さい子どもたちは野菜に直接ふれるなどの体験もしている。
A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	b	毎月市内の保育所調理員が参加して行われている給食研究会で、献立内容の検討が行われている。検食簿があり、毎日の子どもの喫食状況や給食の味付け、盛り付け量などを記録し、献立作成に活かしている。子どもの体調や状況に合わせて味付けやきざみなど調理方法を工夫するなど細かい配慮を行っている。
A-2-(2)-④ 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	b	年2回の内科検診と歯科検診の結果は、成長の記録で保護者に報告するようにしている。保健だよりを発行し、子どもの健康について情報発信をしている。食後には全員が麦茶を飲むなど口腔の衛生に配慮をし、年長児には後半に歯みがき指導が予定されている。
A-2-(3) 健康及び安全の実施体制		
A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	b	食物アレルギー対応マニュアルに基づき、保護者からの申請や、医師の生活指導管理表を提出してもらい対応している。月1回献立表に基づき、保護者を含めて献立会議を開き、献立内容を確認し提供している。アレルギー児用のトレイを使うなど、配膳にも配慮し何重にもチェックし誤食誤飲を防いでいる。年1回医師の指示書を提出してもらい、除去内容に変更の有無の確認をしてもらっている。現時点ではアドレナリン自己注射は預かっていないが、アナフィラキシー症状に対応するため職員はアドレナリン自己注射薬の研修を受けている。
A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	b	衛生管理マニュアルが作成されており、食品に関する事項に沿って対応している。調理員の健康管理チェックや調理室内の施設点検を毎日実施しており、衛生状態に配慮した体制が整えられている。

## A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	b	保護者に毎月の献立表と、年4回の給食だよりを発行している。健康連絡ノートから子どもの食の状況が把握できるようになっている。毎日の献立内容は、給食サンプルを展示し見てもらうことにより、子どもと食の話題ができるようにしている。また、0・1歳児の食材は家庭と連携し、家庭での食べたことがあるものを給食に使用している食材一覧シートで確認し把握した後、園で提供している。保育参加の時には試食提供がされ、食に対する理解が深められるようになっている。給食サンプルが給食室に展示してあり、そこまで来ないと見られない状況もあるため、お迎えの時に誰もが気軽に給食サンプルを見ることができるよう展示場所の工夫を検討することも期待したい。
A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	b	送迎時に保護者と直接話す機会を設けるようにして、コミュニケーションを図るようにしている。健康連絡ノートを活用し、子どもの状況や相談事にはその日のうちに対応するなど、不安や悩み等の軽減に努め気持ちに添った支援を心がけている。また、クラスの活動内容も掲示し、子どもの様子がわかるように配慮している。
A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	b	園だよりやクラスだよりを発行し、月目標や行事予定を知らせている。クラス懇談会や個別面談の機会を利用し、クラスの保育目標や子どもの様子を伝えたり、子育ての意見交換を行っている。保育参加を呼びかけ、行事や子どもの園での様子を見てもらうことで保育所の理解につなげている。
A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	b	市の虐待対応マニュアルに基づいて対応しており、視診・着替え時の身体の確認や保護者の様子などを観察しながら、早期に発見するように努めている。疑わしい事例があった場合には、関係機関と連携が取れるようになっている。虐待に関する研修などに参加し、職員間で情報を共有し合い、早期発見につなげる対応の促進にも期待する。